



Title	DV家庭で育つ子どもへの法的支援と課題に関する考察
Author(s)	齊藤, 如穂
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2025, 58, p. 69-85
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100950
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

DV家庭で育つ子どもへの法的支援と 課題に関する考察

齊藤 如穂

キーワード：児童虐待防止法／配偶者暴力防止法／DV家庭／面前DV

1. はじめに

わが国では、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法（新）とする）、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、配偶者暴力防止法とする）が成立した。その背景には、1980年代後半から1990年代における国際的な人権擁護への関心の高まりがある。1989年に、国際連合（以下、国連とする）にて「子どもの権利条約」が採択された（小林, 2003）。同条約は、子どもが権利の主体であることを明確にした（ibid.）。また、1993年に国連総会にて「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択された（戒能, 2002, p.63）。同宣言は、女性に対する暴力を「ジェンダーに基づく暴力」であると示した（ibid.）。国連で採択されたこれらの指針は、わが国において児童虐待防止法（新）と配偶者暴力防止法それぞれの基本方針に組み込まれている（こども家庭庁支援虐待防止対策課, 2024, p.10 ; ibid., p.195）。

さらに、2004年に児童虐待防止法（新）が改正され、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」（以下、面前DV）が心理的虐待の一つとして明記された（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編, 2021, p.305）。この法改正は、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVとする）家庭で育つことが、子どもに対して多大な心理的影響を与えること、子ども虐待と

DV が家庭内で併存しやすく、双方が密接に関わっていることが論拠となつた（友田、梶山, 2000）。近年では、子ども虐待死亡事例の背景に DV が存在したことから、2019 年に児童虐待防止法（新）、配偶者暴力防止法が一部改正された（久保、湯川, 2021）。この法改正によって、子ども虐待対応と DV 対応の連携を強化することが明文化された（ibid.）。そのため、現在のわが国では、DV 家庭で育つ子どもに対して、子ども虐待と DV の問題を包括的に捉えて支援することが求められる（株式会社リベルタス・コンサルティング, 2021, p.1,3）。

以上を通して、DV 家庭で育つ子どもに対する法的支援は、児童虐待防止法（新）と配偶者暴力防止法の 2 つを根拠法とする点で特徴的であると言われている。また、これらの根拠法がもつ歴史的背景が異なるため、DV 家庭で育つ子どもへの法的支援を検討する際に、それぞれの法律の歴史的変遷を概観する必要があると考える。わが国では、DV 家庭で育つ子どもへの具体的な支援プログラムなどは確立していない。これらより、DV 家庭で育つ子どもに関して、法的支援の内容を整理し、今後の課題を考察することは、具体的な支援策を検討する際の手掛かりになるのではないかと考える。

本論文は、DV 家庭で育つ子どもをめぐる支援に関して、今後の課題を考察することを目的とする。そのために、第一に、法的支援の根拠となる児童虐待防止法（新）と配偶者暴力防止法の歴史的変遷を概観する。第二に、DV 家庭で育つ子どもに対する法的支援の内容を整理する。第三に、これらの作業を通じて、DV 家庭で育つ子どもへの支援に関する課題を考察する。

2. わが国の児童虐待をめぐる法律の歴史的変遷

1) 児童福祉法の成立

わが国で初めて子ども虐待対策を明確に掲げた法律は、1933 年に制定した「児童虐待防止法」（旧）である。この背景に、1920 年代以降に生じた経済不況や、1930 年代の大凶作があり、欠食児童の増加、親子心中、人身売

買、遺棄などが問題となった（小林, 2003；高橋, 2024, p.58）。そのため、子どもの救済と保護を目的とした、児童虐待防止法（旧）が制定された（高橋, 2024, p.59）。この法律は、子どもの心身発達に悪影響を及ぼすものとして、「不具畸形」の子どもを観覧すること、乞食、軽業や曲馬などの危険業務に子どもが従事することを禁止した（高橋, 2004, pp.321-322）。児童虐待防止法（旧）は、1947年に児童福祉法が制定されると廃止された（小林, 2003）。

児童福祉法は、新憲法施行後の各福祉分野における大改革の一環として制定され、児童福祉を国家の責任として位置付けた（*ibid.*）。同法では、児童福祉の理念として子どもの健全育成、生活保障が定められた（久保, 湯川, 2021）。また、児童虐待防止法（旧）の子どもへの禁止行為を引き継ぎ、児童福祉法第34条にて子ども虐待を子どもの福祉を害する典型的な行為として禁止している（小林, 2003）。ただし、同法が成立した1947年頃は、「孤児」や貧困による「捨て子」、栄養失調などの「生存の危機」に瀕した子どもたちの存在が主な問題であった（保坂, 2011, pp.12-13）。そのため、政府による主な児童福祉対策は、このような貧困の子どもたちを保護する育児院や孤児院といった児童保護施設を増設することであった（*ibid.*）。したがって、戦後直後までのわが国において子どもは、心身を害するものから、大人に保護される存在であったと考えられる。

2) 児童虐待防止法（新）の成立

高度経済成長期に入ると、貧困によって子どもたちの生存が脅かされることはなくなった（保坂, 2011, p.14）。またわが国は、農業から工業に労働形態が変容することで、家族形態も変容することとなった（*ibid.*, p.58）。農業が主な産業であった時代は、三世代家族や親族的なつながりが濃厚な社会であった（*ibid.*, p.103）。しかし、急速な工業化は、労働者を都市に集めて、核家族化を促進させた（*ibid.*）。また、生活の場と離れた職場での労働という形態は、「夫は外で働き、妻は家を守る」といった性別役割分業を生み、

家の外と中の公私の区別を明確にした（ibid.）。その結果、虐待といった家庭内の問題は外部から見えにくくなり、仮に見えたとしても家庭内に外部が介入しにくい状況がつくられた（ibid., p.135）。

国際的には、1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択された（久保、湯川, 2021）。同条約は、子どもを権利の主体として明確にしただけではなく、「参加する権利」としての意見表明権を明文化した（ibid.）。

わが国でも、1994年に子どもの権利条約が批准されると、児童福祉法をはじめとする国内法の見直しが行われた（小林, 2003）。また、1990年代には、子どもの権利条約を受けて、わが国でも子ども虐待に対する社会の関心が高まった。そのなかで、支援現場から「親権」をめぐる問題が指摘された（保坂, 2011, p.204）。児童福祉法では、被虐待児に対して、親権者と分離して子どもを保護できる等の規定や、親権喪失制度が定められている（小林, 2003；高橋, 2023）。しかし、子ども虐待の定義づけがなされておらず、親は民法の懲戒権を盾に、虐待行為をしつけの一環として主張することができた（小林, 2003）。また、親権者が分離による子どもの保護に反対した場合には、親権者の要望に反することができた（保坂, 2011, p.204）。このように、児童福祉法では法的支援に限界があること、また、子ども虐待対応件数が増加の一途をたどったことから、2000年に児童虐待防止法（新）が議員立法にて成立した（ibid.；久保、湯川, 2021）。したがって、児童虐待防止法（新）は、子どもの成育・発達に害を及ぼすものが「親」であったとしても、子どもの保護を優先することに法的根拠を与えたと言われている。

3. わが国における配偶者暴力防止法をめぐる歴史的変遷

配偶者暴力防止法が制定されるまで、配偶者同士の暴力関係は、「夫婦喧嘩は犬も喰わない」等と揶揄され、警察などの公的機関は介入しない傾向にあった（山田, 2001, p.7）。日本では、まず1980年代前半、子どもから親への暴力が社会問題化し、90年代に入ると、夫やパートナーからの暴力が表

面化した（戒能, 2002, pp.88-89）。この背景に国際的な女性運動があげられる。1960 年代後半以降の女性運動、とくに反強姦反ポルノ運動と中絶の自由を求める運動の蓄積の意味は大きい（ibid., p.77）。女性運動は、「親密な」関係であるわれる「暴力」が決して個人的な問題ではないこと、その背後には男性優位という社会構造があることを示した（ibid., pp.88-89）。そして、1979 年に国連総会において女性差別撤廃条約が採択され、世界中の多くの地域から、「女性に対する暴力」の実態と女性への深刻な影響が報告された（ibid., p.58）。しかし、女性差別撤廃条約には、性的支配関係まで踏み込んでいないという限界があり、直接女性への暴力を禁止する条項をもたなかつた（ibid.）。その後、1993 年のウィーン人権宣言にて、「女性の権利は人権である」という主張がなされ、人権にジェンダーの視点が導入された（ibid., pp.60-61）。さらに、ウィーン人権宣言が推進力となり、同年の国連総会にて「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択された（ibid., p.63）。これは、女性に対する暴力に関する初の独立した国連人権文書である（ibid.）。同宣言は、女性に対する暴力を「ジェンダーに基づく暴力」と定義して、女性の人権問題に位置付け、私的な関係における暴力の撤廃に対しても国家に責任があることを明示した（ibid.）。

このような国際的な女性の人権運動により、わが国でも 1996 年に「男女共同参画 2000 年プラン：男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年度までの国内行動計画」において、重点目標の 1 つとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が掲げられた（山田, 2001, p.25）。そして、2001 年に「配偶者暴力防止法」が議員立法にて成立した（ibid., p.25）。そのため、同法は前文に記載されているように、女性の人権擁護と男女平等が法律の軸になっていると言われている。

4. 児童虐待とDVのはざま

1) 面前DVをめぐる法律の歴史的変遷

ここまで確認してきたように、2000年に児童虐待防止法（新）、2001年に配偶者暴力防止法が制定された。そのなかで、2000年初頭には、DV家庭で育つ子どもに関して、アメリカを中心とした諸外国の先行研究が翻訳、紹介された（川崎、相澤、長尾、山邊、丁, 2014）。また、わが国においても子ども虐待とDVの実態調査や、子どもがDVを目撃することによる心身の影響に関する研究がなされた（友田、梶山, 2000）。これらより、DVが存在する家庭では子ども虐待も存在すること、DVの子どもへの精神的影響が大きいため、子どもの成長・発達を脅かすことが明らかになった（ibid.）。また、これらが論拠となることで、2004年の法改正にて、「児童が同居する家庭における配偶者の暴力」も子どもに対する心理的虐待であると定義された（日本弁護士連合子どもの権利委員会, 2021, p.305）。

その後、子ども虐待に関する重大な死亡事件が2件続いた。2018年の目黒区事件、2019年の千葉県野田市事件では、両親がしつけと称して虐待をおこなっており、その虐待の裏には父親から母親へのDVが存在した（久保、湯川, 2021）。これらの事件は、子ども虐待の問題とDV被害の問題を包括的に捉えられなければいけないこと、また、子ども虐待対応機関とDV対応機関の連携協力体制が子ども虐待防止のために不可欠なことを浮き彫りにした（戒能, 2019）。そのため、2019年に児童虐待防止法（新）と配偶者暴力防止法が一部改正された（久保、湯川, 2021）。本改正では、児童虐待防止法（新）において、子ども虐待を早期発見する努力義務を、DV対応に関わる団体と職員にも追加した（下山, 2020）。また、配偶者暴力防止法では、子ども虐待対応とDV対応機関の連携を強化することが明確化した（ibid.）。

2) DV家庭で育つ子どもに対する法的支援

(1) 子ども虐待対応とDV被害対応の支援における基本的考え方

子ども虐待対応における最優先事項は、子どもの安全確保である（こども家庭庁支援局虐待防止対策課, 2024, p.279）。一方、DV被害者への支援の基本は、DVによって奪われてしまった女性自身の「力」を回復することにある（ibid.）。このように、子ども虐待への対応とDV被害への対応では、支援への基本的な考え方方が異なる（ibid.）。そのため、ここでは双方の支援における基本的な考え方を確認する。

わが国における子どもの虐待に関する基本的な対応のあり方を示している『子ども虐待対応の手引き』（こども家庭庁支援局虐待防止対策課, 2024）によれば、子どもの虐待と権利擁護について以下のように述べている。

保護者からの虐待や不適切な養育を不当な権利侵害と認知したり、子ども自身の力で避けることはきわめて困難である。保護者から受ける虐待や不適切な養育が子どもの心身の成長発達過程や成人に達した後の生活にまで多大な影響を及ぼすことから、これらは最も深刻な子どもの権利侵害と言える。（ibid., pp.10-11）

子どもの権利擁護では、子どもの健全な成育・発達を保障することが重要となる。しかし、子どもの未熟性から周囲の状況を正しく判断できないことに留意する必要があると示されている。また、子どもの成育・発達を支援するための基本的な視点に、パーマネンシーへの配慮がある（ibid., p.11）。『子ども虐待対応の手引き』は、子どものパーマネンシーを以下のように示している。

子どものパーマネンシーとは、永続的な人間関係や生活の場を保障することであり、子どもの発達支援、自立支援における基本的な視点であ

る。大人との情緒的・心理的関係や生活環境の安定性と継続性は子どもの健全な発達に不可欠である。(ibid., p.11)

このように、子どもの健全な成育・発達のために、大人との信頼関係や安定した生活環境が必要であると言われている。また、子ども虐待が生じる家族は、さまざまな要因が重なり、構造的背景を伴って虐待にいたっている(ibid., p.7)。したがって、子ども虐待への支援においては、子どもの安全を確保するだけではなく、虐待をしている保護者にも支援が必要であるという認識をもつことが求められる (ibit.)。

次に、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針』(内閣府, 国家公安委員会, 法務省, 厚生労働省, 2023) から、配偶者暴力防止法による支援の基本的な考え方を参照する。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。(ibid., p.1)

すなわち、配偶者暴力防止法は、本来、「女性に対する暴力」防止を目的にしていること、女性の人権立法であることが示されている(戒能, 2002, p.196)。また、国及び地方公共団体に対しては、DV 被害における支援方針として、「配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含む被害者の保護を図ることが必要である」(内閣府ら, 2023, p.1)と述べている。このような支援方針の背景として、DV における暴力構造の特徴に「力と支配」の関係性があること(石井, 奥山, 湯澤, 2007, p.8)、その暴力構造が個人的な問題ではなく、男性優位の女性差別という社会構造も大き

く関係していることがあげられる (ibid., p.6 ; 戒能, 2002, p.213)。そのため、DV被害者への支援では、支配を目的として暴力関係をむすぶ加害者から、DV被害者が自立することが重要であると考えられている。

(2) DV家庭で育つ子どもへの法的支援

① 子どもの安全確保

ここまで確認したように、子ども虐待への対応は、子どもの安全確保が重要となる (こども家庭庁支援局虐待防止対策課, 2024, p.279)。そのため、はじめに子どもの緊急一時保護について、子ども虐待とDVの双方から法的支援を確認する。

配偶者暴力防止法では、DV被害者の意思にもとづき、DV被害者の「同伴児」として一時保護や、保護命令申立てを行うことなどが検討される (内閣府ら, 2023, p.19 ; こども家庭庁支援局虐待防止対策課, 2024, p.246)。ただし、同伴児が年長の男児である場合等、女性相談支援センターにおける一時保護が適当でないと判断される場合には、親子で入所可能な施設などに一時保護委託するなどの配慮が必要である (内閣府ら, 2023, p.20)。保護命令申立てについては、2023年に配偶者暴力防止法が改正され、加害者が子どもへ接近することを禁止する命令の適用範囲が拡大し、被害者の子への電話等を禁止する命令も追加された (内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課, 2024)。

また、DV家庭で育つ子どもの場合、DV被害者が加害者のもとへ戻る傾向にあること、DV被害者の親からも虐待されて、被害者の親との分離が必要となる事例もある (日本弁護士連合会子どもの権利委員会, 2021, p.307)。親子の分離が必要な場合は、児童福祉法第28条にもとづいて児童保護施設などへの緊急一時保護を行う (ibid., p.248)。ただし、同条において緊急一時保護の承認を得るためにには、DVを主張しただけでは不十分であり、子どもへの心理的な影響を明らかにするための調査が重要になる (こども家庭庁支援局虐待防止対策課, 2024, p.248)。

さらに、配偶者暴力防止法と児童虐待防止法（新）の双方において、一時保護は緊急対策となる。一時保護所を退所後、児童福祉法によって長期に入所が可能な母子生活支援施設への入所の措置を講ずることもある（内閣府ら, 2023, p.22）。この施設は、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行う（ibid.）。

② 子ども虐待とDV対応の連携

2019年に子ども虐待対応とDV対応の双方の機関において連携を強化することが明記された。この法改正の契機となった千葉県野田市の虐待事件では、児童相談所のDVにおける支配関係への理解不足が問題となった（戒能, 2019）。そのため、子ども虐待対応とDV対応の相互の連携強化、支援の充実を目的として『DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン』（株式会社リベルタス・コンサルティング, 2021）が作成された。子ども虐待やDV被害が発覚した際には、家族状況を包括的に評価する必要がある（ibid., p.6）。家族状況を評価するうえで特に重要なことは、一方的な支配関係が生じているか否かを注意深く確認することである（ibid., p.8）。また、支配的な関係性が生じている時には、子ども虐待やDVの加害者は、自分の問題を否認し、また被害者も加害者の意思に巻き込まれるために、子ども虐待やDVに関する様子を教えてくれない場合が多い（ibid., p.8）。そのため、DV被害者に対しては、DVを受けた体験や、DVとの関連が疑われる症状や問題行動について、具体的にたずねることが有用となる（ibid.）。

DV家庭で育つ子どもに対しては、子どもの安全が確保されてからも、各機関が情報共有しながら支援を行う必要がある（ibid., p.17）。とくに、DV家庭で育つ子どものなかには、医学的又は心理学的な援助を必要とする子もいる（内閣府ら, 2023, p.17）。そのような子どもに対しては、児童相談所を介して精神科医や児童心理士等によるカウンセリング等を実施することが必要である（ibid.）。また、女性相談支援センターは、子どもを専門とした心理学的援助を行う専門家が配置されていないため、児童相談所と連携をし

て、女性相談支援センターに一時保護されている子どもに対しても心理的援助を行うことが必要である（ibid.）。

これらのように、子ども虐待の緊急性・重度性が「重度」の場合は、児童相談所が専門機関として相談に応じ、緊急一時保護などの対応を行う（こども家庭庁支援局虐待防止対策課, 2024, pp.12-13）。また、虐待のリスクが「軽度」な場合は、市区町村が社会資源を駆使して、地域ネットワークによる子育て支援などを行う（ibid.）。2021年度に児童相談所が受理した面前DV通告事例は、虐待の緊急性や重度性が「軽度」に該当するものが半数程度を占めていた（有限責任監査法人トーマツ, p.32）。したがって、DV家庭で育つ子どもに関しては、地域に密着した市区町村での支援が主になると考えられる。市区町村は児童福祉法にもとづく要保護児童対策地域協議会（以下、要対協とする）を活用し、援助が必要な子どもやその家族に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、家庭訪問により家庭内の親子の様子を見守りながら、家族に養育環境を改善する支援を行う（こども家庭庁支援局虐待防止対策課, 2024, p.13, 35）。そのため、DVが存在する家庭に対しては地域で日常生活を支援することが重要だと言えるだろう。

5. 考察

ここまで、DV家庭で育つ子どもに係る法律の歴史的変遷と法的支援を確認してきた。子ども虐待は、児童虐待防止法（旧）が成立した戦前から、「子どもの心身の発達に害を及ぼすもの」が“虐待”であると考えられてきた。この子どもに害をおよぼすものが包摂する範囲が、身体的虐待からネグレクト、そして、直接的に子どもに虐待をしていない面前DVにまで拡大していった。一方、DVは女性に対する暴力を「ジェンダーに基づく暴力」であるとする考え方がある。親密圏における暴力関係は、単に暴力をする一されるという関係なのではなく、加害者が被害者を“支配する”関係であると言われている。すなわち、子ども虐待における適用範囲が拡大し続けるな

かで、家庭内における支配関係も、子どもの心身の発達に害を及ぼすものとして包摂されるようになったと考えられる。このように、DV 家庭で育つ子どもに対する法的支援は、2つの法律が交差するなかで実施されてきた。ここでは、DV 家庭で育つ子どものなかでも、法的支援から見過ごされる子どもの存在を検討し、支援の課題を考察していく。

第一に、DV 家庭で育つことが、子ども虐待であると見なされにくいことがある。『子ども虐待対応の手引き』によると、「子どもが目撃するか否かにかかわらず、DV の問題がある家庭で育つことは心理的虐待として対応する必要がある」(ibid., 2024, p.278) と示されている。DV が存在する家庭では、子どもの養育上の問題もみられることがあり、家族機能全般に甚大な影響を与える、子どもにさらなる心の問題のリスクを及ぼす (Bancroft 著, 幾島訳, 2004, p.67)。そのため、DV 家庭で育つことそれ自体が子どもにとって問題になると言われている。しかし、『配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等』(内閣府男女共同参画局, 2023) では、面前 DV を子どもが直接的に DV を目撃している場合に限っている。また、児童相談所による子ども虐待の緊急性・重症度の判断では、面前 DV に関して「軽度」と評価する決め手に「夫婦喧嘩で子どもが別室にいるため」があげられている (有限責任監査法人トーマツ, 2023, p.24)。すなわち、家庭内に DV が存在するだけでは、子ども虐待であると判断されない傾向にあると言えるだろう。これらより、DV 家庭で育つ子どものなかには、法的支援を受けられない子どもも存在すると考えられる。

第二に、家族支援に目が向きやすいことがある。現在では、子どものペマネンシーへの配慮のため、家族への支援が重要視されている。また、DV 家庭への大きな目標は、「家族内の暴力をなくし、家族員が互いに信頼できる関係を目指す」(株式会社リベルタス・コンサルティング, 2021, p.24) ことである。そのなかで、DV 対応は被害者の自立を目指し、子ども虐待対応は健全な成育・発達のための生活の保障を目指している。すなわち、DV 家庭で育つ子どもに対しては、DV 被害者である親が自立することで、親子が

安定した生活を送られるような支援がなされていると考えられる。さらに、面前 DV は、虐待の緊急性や重度性が「軽度」と判断される事例が多く、地域に密着した市区町村が在宅支援を担う。このような家族への支援がある一方、子どもを対象とした支援は、子どもの行動情緒への対応と虐待の見守りが主となる。しかし DV 加害者は、第三者がいる場では、朗らかな態度をとるため、子どもは暴力をふるう親と一緒にいても、リラックスして見えることがある (Bancroft 著, 幾島訳, 2004, p.47)。そのため、子どもは一見して行動情緒の問題が見られない場合もあると言われている。そのような場合、DV 家庭で育つ子どもの行動情緒に問題がないと判断され、子どもへの直接的な支援が十分に行われない可能性があると考える。これらより、子ども虐待や DV における家族構造の問題を把握するのと同時に、子どもに対して継続的かつ個別的にゆっくり耳を傾ける時間が必要だと思われる。

第三に、DV 家庭で育つ子どもの判断能力が疑われやすいことである。『子ども虐待対応の手引き』(こども家庭庁支援局虐待防止対策課, 2024, pp.10-11)によれば、子どもの特性として、大人よりも周囲の状況を正しく判断できないと記されている。そのため、子ども虐待に対して、子どもの意思と、大人の判断が異なる場合、大人の判断が優先とされると考えられる。そして、このような子どもの判断能力に対する疑いの眼差しは、DV 家庭で育つ子どもに対して、より顕著に現れる。DV の特性として、家族構造内における「支配関係」がある。それにより、DV 被害者は暴力で支配される関係から抜け出せず、正常な判断や行動ができなくなる傾向にあると見なされる。そのため、DV 家庭で育つ子どもは、子どもの判断能力に関する未熟性のみならず、加害者に支配され正常な判断が難しい存在としてもみなされる傾向にあると言えるだろう。そのため、子どもの意見や考えが支援の中心であることを、支援者は子どもと共有する必要があると考える。

6. おわりに

児童虐待防止法（新）において、面前DVが心理的虐待の1つに認められてから20年以上が経った。DV家庭で育つ子どもにも法的支援の目が向かれるようになり、子ども虐待とDVを一体的に支援する体制もつくられつつある。それでも、DV家庭で育つ子どものなかには、法的支援から見過ごされてしまう子どもが存在する。それは、考察で述べた3つの理由、第一にDVが家庭に存在するだけでは、子ども虐待であると見なされにくいくこと、第二に家族支援に目が向きやすいこと、第三にDV家庭で育つ子どもの判断能力が疑われやすいこと、があると考える。

現在の法律は、DVによる子どもへの心理的影響を論拠として構成されている。この論拠は、DV家庭で育つ子どもの行動情緒を把握し、法的支援の内容を検討するために重要である。しかし、DV家庭で育つ子どもを法的支援のみで対応するには限界があると考えられる。そのため、このような論拠にもとづいた法的支援とは別に、子どもの日常を中心とした支援を構築することが求められるだろう。具体的には、DV家庭で育つ子どもが語る、子どもの日常生活を詳細に捉えること、そのうえで支援の仕組みを構築することが課題であると考える。この課題に取り組むことで、法的支援の対象以外の子どもに対しても、子どものニーズに沿った支援を提供することにつながると思われる。

[参考文献]

- 石井朝子、奥山眞紀子、湯澤直美(2007)「DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究」<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/13438>(2024年9月4日取得)
戒能民江(2002)『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房
戒能民江(2019)「DV対応の現状と体制及び施策の展開」『子どもの虹情報研究センター紀要』第17号、pp.1-13.

- 川崎二三彦、相澤林太郎、長尾真理子、山邊沙欧里、丁泰熙(2014)「児童虐待に関する文献研究 児童虐待と DV」『子どもの虹情報研究センター 平成 26 年度研究報告書』
- 株式会社リベルタス・コンサルティング「DV 対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン(全体編)」<https://www.libertas.co.jp/mhlw/guideline.pdf> (2024 年 9 月 4 日取得)
- 久保健二、湯川慶子(2021)「児童虐待防止に関する法律の改正にともなう新たな児童虐待防止の対策」『保健医療科学』第 70 卷、第 4 号、pp.338-351.
- こども家庭庁支援局虐待防止対策課(2024)「子ども虐待対応の手引き(令和 6 年 3 月改訂版)」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c0a1daf8-6309-48b7-8ba7-3a697bb3e13a/0635895f/20240422_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_taiou_tebiki_22.pdf (2024 年 9 月 4 日取得)
- 小林成隆(2003)「児童虐待の防止等に関する法律の改正に当たっての提言」『名古屋文理短期大学紀要』第 27 号. pp.5-12.
- 下山賢治(2020)「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について」『地方自治総合研究所』第 497 号、pp.21-58.
- 高橋大輔(2023)「児童福祉法 28 条の成立史：旧児童虐待防止法 2 条を中心として」『茨城大学人文学部紀要 人文社会学論集』第 2 号. pp.137-148.
- 高橋靖幸(2024)『児童虐待の歴史社会学：戦前期「児童虐待防止法」成立過程にみる子ども観の変遷』勁草書房
- 友田尋子、梶山寿子(2000)「ドメスティック・バイオレンス家庭における女性と子どもの被害：DV と子どもの虐待の関連及び暴力の連鎖の実態について」
<https://www.awf.or.jp/pdf/0057.pdf> (2024 年 9 月 4 日取得)
- 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省(2023)「配偶者からの暴力の防止及び被害者のための施策に関する基本的な方針」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/kihon_gaiyou.pdf (2024 年 9 月 4 日取得)
- 内閣府男女共同参画局(2023)「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(令和 4 年分)」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2022soudan.pdf (2024 年 9 月 4 日取得)
- 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課(2024)「特集 改正配偶者暴力防止法が施行されます」『月刊総合情報誌「共同参画」3・4 月号』、内閣府男女共同参画局総務課 . pp.2-4.
- 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編(2021)『子どもの虐待防止・法的実務マニュ

アル【第7版】明石書店。

保坂亭(2011)『日本の子ども虐待【第2版】戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析』福村出版

有限責任監査法人トーマツ(2023)「警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究報告書」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/aa0e4fcc-4e05-48cf-a2a0-ff9a5f702230/bedb4080/20231023_policies_kosodateshien_chousa_suishinchosar04-02_h06.pdf (2024年9月4日取得)

山田秀雄編(2001)『Q&A ドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法解説』三省堂

Bancroft, L. and Silverman, J. G. (2002) *The Batterer as Parent Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics*, Sage Publications, Inc. (=2022, 幾島幸子訳『DVにさらされる子どもたち：加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』金剛出版。)

(大学院博士後期課程学生)

SUMMARY

Legal challenges and evolution in supporting children exposed to domestic violence in Japan

Yukiho SAITO

In Japan, the “Child Abuse Prevention and Treatment Act” was revised in 2004 to include “children witnessing domestic violence” as a form of psychological abuse. Amendments to both the “Child Abuse Prevention and Treatment Act” and the “Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims,” effective in 2019, defined the need for specialized organizations on both sides to enhance cooperation. In particular, they were to provide integrated support for child abuse and domestic violence issues. This paper examines the challenges related to support by reviewing the historical evolution of legislation concerning children growing up in families where domestic violence (DV) is present.

Since before World War II, child abuse has been recognized as “abuse” if it harms a child’s mental and physical development. The definition of harm has expanded to include physical abuse, neglect, and DV witnessed by a child who is not directly abused. However, DV is understood as “gender-based violence,” specifically targeting women, but violent relationships in the intimate sphere also involve the perpetrator exerting control over the victim. Therefore, as the definition of child abuse broadens, the dominance relationship within the family is increasingly viewed as detrimental to a child’s physical and mental development.

Thus, support for children in DV households now encompasses not only direct child abuse but also the broader impact of DV on children. However, some children in such environments remain unsupported. This oversight can be attributed to three factors: the mere presence of DV is not always classified as child abuse; support efforts often focus on the family unit rather than the individual child; and there is a belief that children in these situations possess immature judgment abilities. Legal support alone has limitations in addressing the needs of these children. The main challenge is to understand the specific details of the daily lives of children in DV households and to develop support mechanisms based on these insights. Addressing this issue may lead to more appropriate support tailored to the needs of children who do not qualify for legal assistance.